

~西条市避難行動要支援者支援制度にご協力ください~ 福祉専門職による個別避難計画の作成について

西条市では、高齢者や障がい者など「避難行動要支援者」の方々は、災害時等に自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、大きな被害を受けるおそれがあるため、地域の助け合い(共助)によって避難できる体制づくりを進めています。

西条市からの委託を受けて、普段からご本人と関わりのあるケアマネジャ 一及び相談支援専門員の皆さんが、ご本人やご家族と一緒に個別避難計画の 作成を行います。

計画作成を通じて、ご本人やご家族で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行っておいていただくことが、災害からご自身の命を守ることにつながります。

ぜひ災害に備えて計画の作成へのご理解・ご協力をお願いします。

1 個別避難計画とは

災害発生時等に、要支援者一人ひとりに対しての避難を支援できるよう、 ご本人の状況や避難先、避難を支援する方法などを記載した計画のことで、 これにより避難支援の実効性が高まることが期待されています。

計画を作成すること、計画に記載された個別情報を次の避難支援等関係者に提供することについて、**ご本人(又はご家族等)の同意をいただいた上で作成します**。

<避難支援等関係者>

●自治会 ●自主防災組織 ●民生児童委員 ●消防団 ●警察署等

2 計画の対象となる方

福祉事業者のサービスを利用している自宅にお住まいの方で、災害時等に自力で避難することが困難な次の①~⑤に該当する方です。

- ① 要介護度3~5の方
- ② 身体障害者手帳1級、2級又は3級(下肢が不自由な方に限る)の方
- ③ 知的障害者 (療育手帳A判定) の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 医療機器 (人工呼吸器等) 用の電源喪失等が命に関わる方
- ⑥ その他特に必要があると認める状態にある方

※ただし、家族による支援が受けられる方や施設入所、長期入院の方を除きます。

3 計画の作成方法

あなたの担当ケアマネジャーや相談支援専門員がご自宅を 訪問し、ご本人やご家族と面談の上、作成いたします。



4 計画の活用方法

地域の避難支援等関係者が、できる範囲で次のような支援を行います。

平常時には … 避難訓練や必要な支援の検討などを行います。

<u>災害時には</u> … 安否確認、避難指示など災害情報の伝達、避難場所への 付き添いや介助を行います。

よくあるご質問

Q. 個別避難計画をつくれば、必ず助けてくれるのですか?

A. あらかじめ計画を作ることで、地域の支援を受けられる可能性は高まりますが、必ずしも支援を保証するものではありません。ボランティア精神に基づき、できる範囲で支援をおこなうもので、支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

Q. 地域支援者はどのように決めればいいですか?

A. 地域支援者はできるだけ早く駆けつけられるように、家族や隣近所の顔見知りの方や自治会の同じ班の方など、なるべく身近な人たちが望まれます。要支援者が日頃から親しくしている方が身近にいらっしゃる場合は、地域支援者としてお願いしてください。

地域支援者は、要支援者の安否確認、情報伝達、避難のお手伝いなどの支援に携わっていただく方です。ただし、災害時は誰もが被災者ですので、支援者が責任を負うものではありません。

Q. 避難行動要支援者の個人情報は守られますか?

A. 災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、避難行動要支援者名 簿や個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者等は、知り得た秘密を 漏らしてはならないとされています。

